

○名古屋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月25日

条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号（法第38条第3項において準用する場合に限る。）並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第2条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21の定めるところによる。

(障害の特性に関する研修)

第3条 指定障害者支援施設は、従業者に対し、利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 指定障害者支援施設は、非常災害に備え、利用者及び従業者の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。